

神川出張所だよ！

マイナンバー（個人番号）の
通知が届きましたか？

通知カードは、原則として、平成27年10月5日時点の住民票に記載されている住所に、世帯単位に、簡易書留で届けられています。

この通知は、「転送不要」でお送りしていますので、住所変更をされているときなどは、区役所・支所に返送されることになっています。このため、区役所・支所では、通知を受け取られていない場合、次のように対応しています。

10月5日以降、住所変更のない方は…

区役所・支所に返送されたものについては、同じあて先ではありますが、返送されたことをお知らせする「はがき」をお送りします。この「はがき」は「転送不要」ではありませんので、郵便局に転居先を届けられている場合は、転居先に配達されると思います。

配達された「はがき」に従い、区役所・支所の担当窓口にご連絡ください。

10月5日以降に住所変更をされた方は…

- ① 伏見区外からの転入 次ページ①へ
② 伏見区内での転居 次ページ②へ
③ 伏見区外へ転出 次ページ③へ

あなたのマイナンバー（個人番号）です。



<お願い>
ていねいに切り離して
保管してください。

※ 通知カードに関するお問合せ先
神川出張所の管内は、伏見区役所が
担当します。
伏見区役所（本所）マイナンバー担当
0570-07-6543

①伏見区外から転入された場合

通知カードを受け取っていない方には、住所の異動届により、新住所を記載した通知カードを新たに作成して、お送りします。当初の通知カードの作成が終了してからの作成となりますので、しばらくお待ちください。

②伏見区内で転居された場合

- ・世帯全員が異動したとき

①転入された場合と同じです。

- ・世帯員の一部が異動したとき

世帯単位で、世帯主あてにお送りしていますので、転居された方の通知カードは、その方にお渡しください。

転居された方は、その通知カードで転居したことの手続きをしてください。

③伏見区外へ転出された場合（世帯員の一部が転出されたときに限ります。）

転出された方の通知カードが届いているものと思いますが、新住所でも新たな通知カードが作成されて通知されると思われます。

旧住所で受け取られた通知カードは、原則、返納とされていますので、転出された世帯員の方に確認してください。

<ご注意>

※10月5日以降に住所変更をされている方は、通知カードに同封されているマイナンバー（個人番号）カードの交付申請書は、ご利用いただけませんので、ご注意ください。

※ 「通知カード」は、マイナンバーをお知らせするためのものであり、また、法に基づく個人番号の収集制限があることから、内閣府や総務省では、本人確認書類とすることは適当ではないとしています。公的機関発行の書類ではありますが、本人確認書類とすることができません。

※ 今後、住所等の異動がある場合は、その手続きの際、通知カード（マイナンバー（個人番号）カードの交付を受けている場合は、マイナンバー（個人番号）カード）をご持参ください。

マイナンバー（個人番号）カードの交付申請をされる前に

・これまで住民基本台帳カードをご利用いただいている方

平成27年12月28日をもって、住民基本台帳カードの交付は終了しますが、現在、お持ちの住民基本台帳カードは、券面に記載されている有効期限（発行日から10年）までは引き続きご利用いただけます。住所変更の際は、住所変更の裏書きをしますので、忘れずにご持参ください。

また、住民基本台帳カードの電子証明書の搭載等は、平成27年12月22日をもって終了します。現在、お持ちの住民基本台帳カードに搭載されている電子証明書は有効期限（発行日から3年）までは引き続きご利用いただけます。

※ マイナンバー（個人番号）カードの交付時に、住民基本台帳カードは返納していただきます。

・通知カードに同封されている申請書を郵送される場合

マイナンバー（個人番号）カードの受取りは、神川出張所管内に住所がある方は、神川出張所に、本人が、交付通知書、通知カード、本人確認書類をお持ちになって来所していただくことになります。

代理人が受領できる場合もありますが、本人が病気、身体の障害その他やむを得ない理由により交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、診断書、本人の障害者手帳などの書類の提示が必要となります。また、本人確認書類や代理人の本人確認書類などの書類の提示が必要です。

※ マイナンバー（個人番号）カードの交付時に、通知カードは返納していただきます。

マイナンバー（個人番号）カードの交付申請の方法

おもと

個人番号カード交付申請書
※ 電子証明書発行申請書

〇〇市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子

住所 〇〇県〇〇市△△区〇〇町〇〇番地△△号

生年月日 平成元年3月31日 性別 女

【代替文字情報】

電話番号 9876-543210

右欄の点字表記を希望する ☐ パソコン ハナコ

この見本はカタカナですが、ひらがなで印字されています。

うら

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 2015年10月31日

申請者氏名(自署) 番号 花子

●以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書 不要 ☐ 利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人氏名(自署)	代理人住所	本人との関係
代理人氏名	代理人住所	

(確認番号:)

通知カードの下部に印刷されている申請書を利用して、マイナンバー（個人番号）カードの交付を申請される場合

同封されている説明用パンフレット（個人番号カード交付申請のご案内）の5ページに、記入方法が記載されていますので、それに従い、顔写真についても、顔写真のチェックポイント（下図参照）にあるように、左の「○」印のものを貼付して郵送してください。

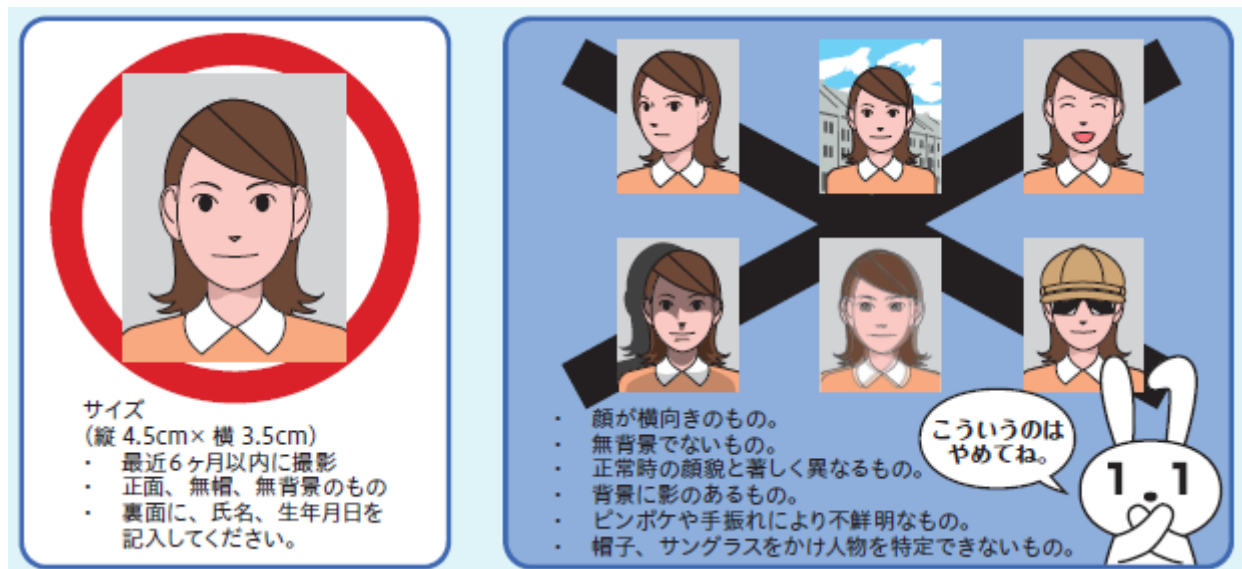
代替文字情報の欄に記載があるのは、電子証明書をご利用になる場合、漢字の数に制限があるため、パソコン等では代替文字が表示されることを表しています。＜例 久→久＞

ふりがなは、京都市では住民基本台帳を電算化した後、戸籍や住民票の異動の手続きをされた際に確認し、入力しておりますが、異動されることがなかった方については、ご本人がご使用のものと異なっていることがあります。

お申出をいただいた場合は直ちに修正しますので、ご連絡ください。

電子証明書の説明については、説明用パンフレットの4ページに記載されていますので、当該パンフレットをご覧ください。

(参考) 顔写真のチェックポイント（個人番号カード交付申請のご案内6ページ下）



申請方法もいろいろ

マイナンバー（個人番号）カードの申請の方法は、通知カードに同封された申請書を郵送するもののほか、自宅のパソコンやスマートフォンからも申請することができます。

これらは、交付時来庁方式という方法で、マイナンバー（個人番号）カードを受け取るために、指定された区役所・支所・出張所（静市、久世、京北、神川、淀の5つの出張所に限ります。）に来所して※¹いただき、カードの交付を受ける時に、本人確認書類の確認を経て暗証番号の登録※²をする、という手続きを行います。

本年9月に、申請・交付方式の多様化を図ることを目的に、関係法令が改正され、申請時来庁方式などが追加されました。これを受けて、京都市でも、申請・交付方式の多様化について検討していきます。

※1 神川出張所管内に住所のある方は、神川出張所で受取りということになります。

※2 入力設定が必要な暗証番号

①「署名用の電子証明書」

英数字6文字以上16文字以下。

英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用でき、英字、数字共に1文字以上の組合せで設定します。

②「利用者証明用の電子証明書」

③「住民基本台帳事務用のアプリ」

④「券面事項入力補助用のアプリ」

②から④までは、数字4けたで、同じものとしてすることができます（上記のアプリは、カードのICチップに記録されている情報を読み書きするためのものとご理解ください。）。

神川出張所だより 第4号
(平成27年12月発行)

発行 京都市伏見区役所神川出張所
住所 伏見区久我東町216番地
電話 075-921-0028
Fax 075-921-2829



京都市印刷物 第275151号

本人確認書類とは

本人確認のための本人確認書類は、次のとおりです。

①次のうちから1点

- ・住民基本台帳カード（写真付きに限る。）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- ・旅券
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

②上記①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点

（以下のものは、京都市での例示です。）

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・医療受給者証
- ・敬老乗車証

<お知らせ>

通知カードをお持ちでない場合で、税や社会保障関係等でマイナンバー（個人番号）の提示が必要なときは、マイナンバー（個人番号）を記載した住民票記載事項証明書をご請求ください。

マイナンバー（個人番号）関係での詐欺被害が発生しています。不審な電話があったときは、即答せずに、電話を掛け直すと伝えて、連絡先を聞いていったん切りましょう。